

事務所・店舗等の新築を御検討の皆様へ 都市（まち）の木造化推進モデル事業

くまもとの木をつかった事務所・店舗等の 木造化に最大500万円を支援します



イメージ：3階建て木造ビル“熊本モデル”

事業概要

木材の利用は炭素の貯蔵だけでなく、「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用の確立に繋がり、脱炭素社会の実現に貢献します。

本事業では、事務所や店舗など住宅以外の用途において、木造化事例の少ない中大規模建築物（3階建て以上かつ延べ面積300㎡超）の木造化を支援します。

【募集期間】

令和7年6月2日(月)～8月1日(金)17時まで

※詳細は熊本県HPを御覧ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/92/218048.html>



都市の木造化推進モデル事業



事業名		都市（まち）の木造化推進モデル事業
目的		県産材を使った他施設のモデルとなる木造建築物の整備に対する支援
補助対象		対象建築物の整備等に必要な下記の経費（設計費、工事費、普及啓発費）
主な要件	構造	木造の建築物 （木造と他構造との混構造を含む）
	用途	住宅以外の民間建築物 〔事務所、児童福祉施設、宿泊施設、教育施設、商業施設、興行施設等〕
	規模	階数3以上※かつ延べ面積300㎡超 ※地階を除く
	その他	・完成見学会の開催等の木造建築普及への協力 ・建築物に利用した木材による炭素貯蔵量の算定・表示 ・県産材使用等を明示した表示板等の設置
補助額		1件当たり500万円以内 （ただし設計費は1/2以内、普及啓発費は50万円以内）

【お問合せ先】

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班

電話：096-333-2448 F A X：096-381-8710 e-mail：ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

1 背景・目的

- ・県が令和元年12月に宣言した、「ゼロカーボン社会・くまもと」の実現に向けて、CO2吸収・固定によるCO2実質ゼロ化を図っていくための取り組みが必要。
- ・令和3年度に脱炭素社会の実現を目的とした「都市（まち）の木造化推進法」が施行され、木材利用を推進すべき対象が民間建築物を含む建築物一般に拡大。
- ・SDGsの観点を含め、民間での木材利用を後押しし、より気軽に取り組める制度を制定することで、木材利用の意識醸成につなげ、脱炭素社会の実現に付与する。

2 制度概要 ～令和7年度創設～

- ・建築物に使用された木材量から、国が制定したガイドライン（建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン）に基づき、炭素貯蔵量を県が算出し認証する。
- ・認証した炭素貯蔵量については、建築物の所有者や工務店等に「認証書」を交付し、県が公表することで、木材の炭素貯蔵量を「見える化」し、脱炭素に貢献した企業等のPRや、民間建築物における木材利用の促進につなげる。

3 制度スキーム

熊本県（林業振興課）

- ・建築物の木材使用量を確認
 - ・国のガイドラインに基づき炭素貯蔵量を算出し認証
 - ・イベント等において認証書の交付
 - ・認証結果は県HPで公表
- ※申請書受付や貯蔵量の算定等の業務は（一社）熊本県木材協会連合会に委託



認定証・PRイメージ

申請者

（1）対象となる申請者

- ① 住宅の場合⇒工務店等の施工者
- ② ①以外の建築物の場合⇒施主

（2）対象となる建築物

過去3年以内に建築され、構造や内装・外装木質化等に県産木材が使用された住宅、事務所、商業施設等

〈メリット〉※

脱炭素社会に貢献した証として
対外的なPR、企業イメージ向上

※さらにメリットとして、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」及び、「熊本県SDGs登録制度」の実績として活用できるよう、現在調整中。

4 参考：申請者のイメージ

【事例① 住宅の場合】

A 工務店（住宅の施工者）

対象施設：住宅戸数 3件

県産木材使用量：60m³（合計）

炭素貯蔵量：36.4 t-CO₂

（一世帯当たりのCO₂排出量約10年分に相当）



【事例② ①以外の建築物の場合】

学校法人B大学（施主）

対象施設：新築校舎

県産木材使用量：138.4m³

炭素貯蔵量：83.9 t-CO₂

（一世帯当たりのCO₂排出量約22年分に相当）



※一世帯当たりのCO₂排出量：3.7 t-CO₂/年